

第119回丹波市議会定例会

自 令和3年9月1日
至 令和3年10月1日

議案審議資料

(No.1)

【目 次】

①議案第66号（中型ノンステップバス車両購入契約の締結）	・・・ 1～3
②議案第67号（丹波市過疎地域持続的発展計画の策定）	・・・ 4～5
③議案第68号（丹波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定）	・・・ 6～7
④議案第69号（低開発地域工業開発地区の指定に伴う丹波市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定）	・・・ 8
⑤議案第70号（市有財産の無償譲渡（宗教法人 賀茂神社））	・・・ 9～10
⑥議案第71号（小型動力ポンプ普通積載車等購入契約の締結）	・・・ 11～13
⑦議案第72号（丹波市市営住宅藤野団地の廃止）	・・・ 14～15
⑧議案第73号（教育用センターサーバ機器購入契約の締結）	・・・ 16～18

丹 波 市

議案第66号

中型ノンステップバス車両購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 中型ノンステップバス車両
- ・ 物 品 概 要 定員56人（座席28人 + 立席27人 + 乗務員1人）
- ・ 納 入 期 限 令和4年2月25日
- ・ 台 数 1台
- ・ 契 約 金 額 23,720,070円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,156,370円)
- ・ 契約の相手方
 名 称 氷上自動車工業 株式会社
 代表者 代表取締役 池上 秀男
 所在地 兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	氷上自動車工業 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 池上 秀男
本 社 所 在 地	兵庫県丹波市氷上町北野 108 番地の 1
営 業 年 数	71 年
許 可 区 分	-
資 本 金	30,000,000 円
実績高(2年平均)	244,335,742 円
従 業 員 数	15 人
契約担当支店営業所等	本社

受 注 実 績

(単位:円)

発注者	元/下	物 品 名	AT/MT	受注金額	納 期
丹波市	元	給食配送車(2台) いすゞ エルフ	AT	14,094,000	H26.8.15
丹波市	元	車いす対応車(1台) トヨタ シエンタ	AT	1,817,866	H28.12.28
丹波市	元	給水車(1台) いすゞ エルフ	AT	10,712,278	H31.3.15
丹波市	元	塵芥車(1台) いすゞ	MT	7,786,800	H31.3.19
丹波市	元	デマンド(予約)型乗 合タクシー(1台) トヨタ ハイエース	AT	3,492,500	R3.1.29
丹波市	元	公用車(1台) トヨタ アルファード	AT	5,109,500	R3.1.29
丹波市	元	中型ノンステップバス (1台) いすゞ	AT	23,979,890	R3.2.26

指名業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹ふ定物第5号		
件名	中型ノンステップバス車両購入		
納入場所	丹波市役所		
開札年月日	令和3年7月16日	(仮)契約年月日	令和3年7月20日
予定価格 (事後公表)	27,229,000円(税抜)	最低制限価格	無
参加資格要件	①物品・役務で入札参加を希望する者 ②バスの販売で入札参加を希望する者 ③丹波市内に主たる営業所等を有する者		

指名業者名(入札業者名)	第1回入札金額	再入札額	備考
株式会社 芦田モータース			辞退
有限会社 大垣観光バス			辞退
荻野モータース			辞退
柏原神姫自動車工業	22,693,800円		
協栄日産自動車 株式会社			欠席
株式会社 新興自動車	22,300,000円		
新崎自動車 株式会社	21,640,000円		
大喜自動車工業 株式会社			辞退
竹田オート 有限会社			辞退
氷上観光 有限会社			欠席
氷上自動車工業 株式会社	21,563,700円		落札
有限会社 丸茂自動車			欠席
頼金自動車工業 株式会社 丹波支店	22,630,000円		

落札者名	氷上自動車工業 株式会社 代表取締役 池上 秀男		
落札者所在地	兵庫県丹波市氷上町北野108番地の1		
契約金額	23,720,070円(うち消費税相当額 2,156,370円)		
		納入期限	令和4年2月25日

議案第67号

丹波市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 提案の趣旨

令和3年4月1日に青垣地域が過疎地域とされた。過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向けて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、提案するものである。

2 提案の概要

過疎地域とされた青垣地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための5年間の指針となる丹波市過疎地域持続的発展計画を策定する。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 策定の経過

4月 青垣地域自治振興連合会に法律の施行と計画策定の説明

　　府内各部署へ現況と問題点、対策事業計画の照会（1回目）

5月 府内会議にて、計画作成に向け協力依頼

　　総務文教常任委員協議会において、計画の構成（案）スケジュール等について報告

　　青垣地域自治振興連合会と計画策定に向けて意見交換

　　議員総会において、計画の構成（案）スケジュール等について報告

　　府内各部署へ計画作成内容の照会（2回目）

6月 テーマ別に青垣地域ワークショップ開催「子育て子育ち」、「福祉と地域共生」、「移住定住、関係人口」

7月 府内会議にて計画（素案）の提案

　　青垣地域自治振興連合会に計画（素案）の説明及び意見交換

8月 府内会議にて計画（案）の報告

　　総務文教常任委員協議会において、計画（案）の説明、スケジュール等について報告

　　パブリックコメントの実施

　　県との協議

5 丹波市過疎地域持続的発展計画（案） 別冊

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 抜粋】

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。

- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 地域の持続的発展の基本の方針に関する事項
 - (2) 地域の持続的発展に関する目標
 - (3) 計画期間
 - (4) 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
 - (5) 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項
 - 3 市町村計画には、前項第4号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項(以下この条及び第27条において「産業振興促進事項」という。)を記載することができる。
 - 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)
 - (2) 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - (3) 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
 - 5 市町村計画に第2項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。
 - 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。
- (以下、省略)

議案第68号

丹波市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)が令和3年4月1日に施行され、青垣地域が新たに過疎地域とされた。これに伴い、対象となる区域内における固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるため、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 趣旨

法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて丹波市が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除する。

(2) 課税免除

ア 対象となる業種(持続的発展計画において振興すべき業種として定められたもの)

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業

イ 対象者

公示日(令和3年4月1日)から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において、対象となる業種の事業の用に供する設備で、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に定める特別償却の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が一定額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等をした者(資本金の額等が5,000万円超の法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。)

ウ 対象となる設備

特別償却設備である家屋、機械及び装置並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった土地に限る。)

エ 課税免除の期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度

オ 減収補てん措置

当該課税免除を行った場合、その減収額の4分の3を基準財政収入額から控除することにより、普通交付税による減収補てん措置がある。

3 施行日

公布の日

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 抜粋】

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第24条 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあっては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

議案第69号

低開発地域工業開発地区の指定に伴う丹波市固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について

1 提案の趣旨

低開発地域工業開発地区において製造事業の用に供する設備を新設し、又は増設したものに係る固定資産税の課税を免除することについて、対象となる期間が既に終了しているため、提案するものである。

2 施行日

公布の日

議案第70号

市有財産の無償譲渡について（宗教法人 賀茂神社）

1 提案の趣旨

市有財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、提案するものである。

2 無償譲渡しようとする土地の所在地、地目、地積及び譲渡の相手方

所在地			地目	地積 (m ²)	譲渡の相手方
大字	字	地番			
氷上町賀茂	宮ノ前	1番2	原野	89	宗教法人 賀茂神社
氷上町賀茂	宮ノ前	1番8	ため池	92	
合 計 (2 筆)				181	

【地方自治法 抜粋】

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

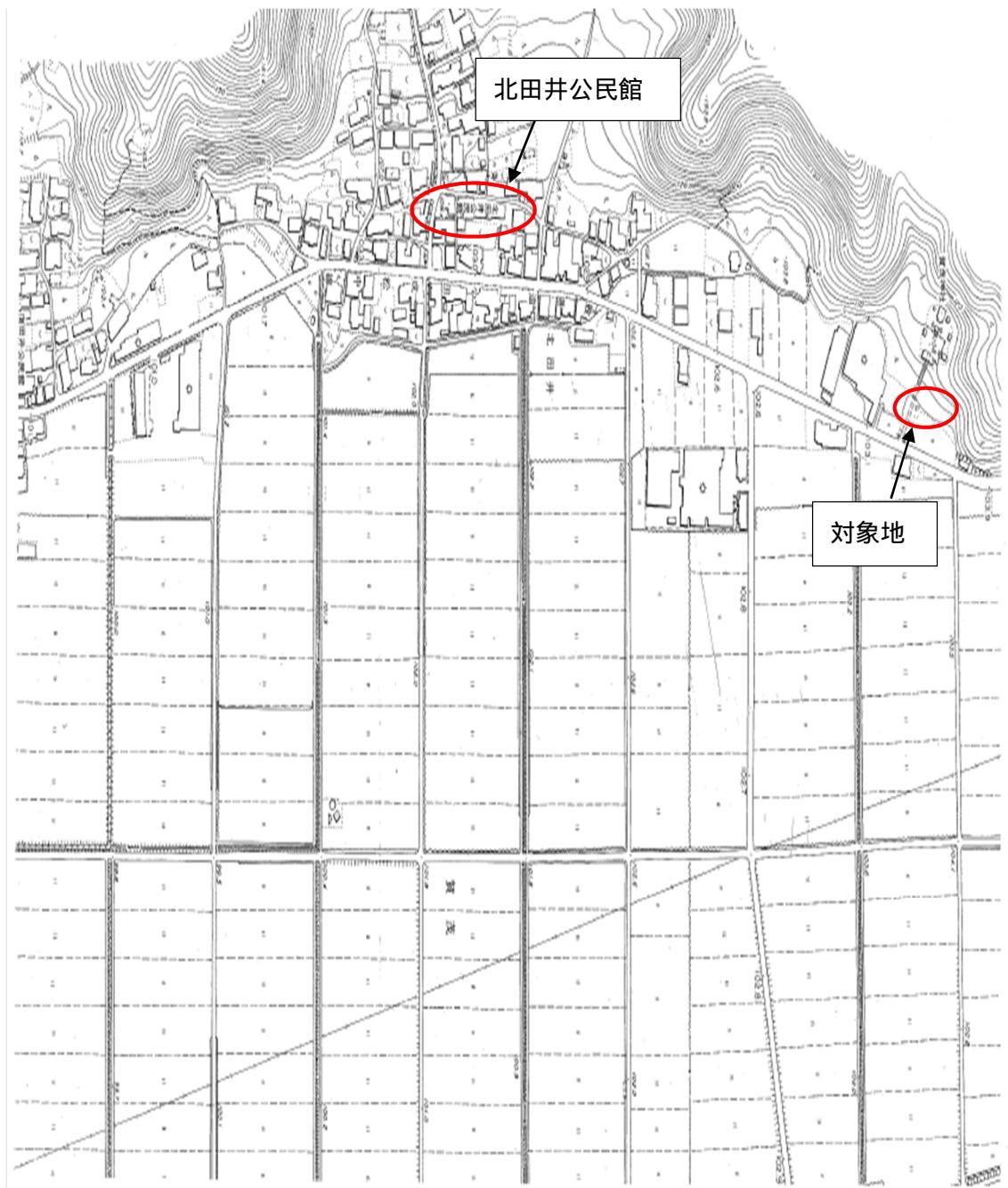
市有財産の無償譲渡について（宗教法人 賀茂神社）位置図

対象地：丹波市氷上町賀茂字宮ノ前1番2
丹波市氷上町賀茂字宮ノ前1番8

【位置図】

至 山南方面

至 青垣方面



議案第71号

小型動力ポンプ普通積載車等購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 小型動力ポンプ普通積載車等
- ・ 物 品 概 要 小型動力ポンプ普通積載車、小型動力ポンプ
- ・ 納 入 期 限 令和4年3月11日
- ・ 台 数 小型動力ポンプ普通積載車 2台、小型動力ポンプ 2台
- ・ 配 備 先 氷上支団第2分団第2部、春日支団第2分団第3部
- ・ 契 約 金 額 18,920,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,720,000円)
- ・ 契約の相手方
 名 称 株式会社 神防社
 代表者 代表取締役 辻 真一
 所在地 兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 神防社
代 表 者 名	代表取締役 辻 真一
本 社 所 在 地	兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号
営 業 年 数	13年
許 可 区 分	-
資 本 金	20,000,000円
実績高(2年平均)	1,626,188,828円
従 業 員 数	74人
契約担当支店営業所等	本社

受 注 実 績

(単位:円)

発 注 者	元/下	物 品 名	AT/MT	受注金額	納 期
香美町	元	消防ポンプ自動車	MT	14,310,000	H31.2.28
丹波市	元	小型動力ポンプ普通積載車	AT	42,856,000	R1.12.9
稻美町	元	小型動力ポンプ軽四積載車	AT	12,100,000	R2.1.31
稻美町	元	小型動力ポンプ積載車	AT	8,470,000	R2.1.31
たつの市	元	消防ポンプ自動車(CD-型)	AT	13,882,000	R2.3.31
丹波市	元	小型動力ポンプ普通積載車購入	AT	17,820,000	R2.12.7
たつの市	元	消防ポンプ自動車(CD-型)	AT	14,839,000	R3.3.26

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	丹く安物第7号		
件 名	小型動力ポンプ普通積載車等購入		
納 入 場 所	丹波市役所		
開 札 年 月 日	令和3年7月30日	(仮)契約年月日	令和3年8月6日
予 定 價 格	21,336,000円（税抜）	最 低 制 限 價 格	無
参 加 資 格 要 件	① 物品・役務の入札参加資格者で、消防用車両等の販売を希望していること。 ② 平成28年度以降に国又は地方公共団体へ消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ普通積載車の納入実績があること。 ③ その他公告のとおり		

業 者 名	第 1 回 入 札 金額	再 入 札 金額	備 考
株式会社 神防社	17,200,000円		落 札
有限会社 西垣消防器具製作所	17,600,000円		
大槻ポンプ工業 株式会社	18,240,000円		
有限会社 岡本ポンプ	19,800,000円		

落 札 者 名	株式会社 神防社 代表取締役 辻 真一		
落札者所在地	兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号		
契 約 金 額	18,920,000円（うち消費税相当額	1,720,000円	）
		納 入 期 限	令和4年3月11日

議案第72号

丹波市市営住宅藤野団地の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市市営住宅藤野団地は、昭和51年度に建築された市営住宅で、耐震性能が確保されておらず、老朽化が著しいため、平成28年3月策定の丹波市公営住宅等長寿命化計画（改訂版）で用途廃止する方針とした団地である。

同団地は、令和2年度中に全ての入居者が退居し、今後、市営住宅としての利用が無いことから廃止するものである。

2 施設名 丹波市市営住宅藤野団地

3 所在地 兵庫県丹波市市島町梶原988番地2

4 用 途 市営住宅

5 廃止年月日 令和4年3月31日

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の三分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

（1）～（16）略

（17）市営住宅

（18）略

丹波市市営住宅藤野団地 位置図



教育用センターサーバ機器購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 教育用センターサーバ機器
- ・ 物 品 概 要
 - (1) 教員用ADサーバ 1台
 - (2) 児童生徒用ADサーバ 1台
 - (3) 総合管理サーバ 1台
 - (4) 仮想基盤サーバ 4台
 - (5) 仮想マシン用OS 6本
 - (6) CALライセンス 一式
 - (7) ストレージ機器 一式
 - (8) バックアップサーバ 1台
 - (9) ネットワーク機器 一式
- ・ 納 入 期 限 令和4年1月31日
- ・ 契 約 金 額 44,330,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,030,000円)
- ・ 契約の相手方
 - 名 称 株式会社 システムリサーチ
 - 代表者 代表取締役 山田 良作
 - 所在地 兵庫県豊岡市日高町浅倉27番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 システムリサーチ
代 表 者 名	代表取締役 山田 良作
本 社 住 所	兵庫県豊岡市日高町浅倉27番地
営 業 年 数	36年
許 可 区 分	
資 本 金	60,000千円
実績高(2年平均)	2,650,000千円
従 業 員 数	132人
契約担当支店営業所等	本店

受 注 実 績

(単位 : 千円)

発注者	元/下	物 品 名	受注金額	納 期
豊岡市	元	平成 28 年度小中学校教育用情報機器購入	230,400	H28.10.31
豊岡市	元	平成 28 年度総合行政ネットワーク LGWAN 接続セグメントサーバ購入	6,780	H28.12.28
豊岡市	元	平成 29 年度サーバ仮想化基盤等更新	108,000	H30. 2 . 28
養父市	元	国保高額療養費システム機器購入事業	4,300	H30.10.31
兵庫県立但馬技術大学校	元	職業訓練用機械一式(OA フロア化工事含む。)	13,300	R 2 . 10 . 16
新温泉町	元	GIGAスクール用コネクトサーバ購入事業	4,700	R 3 . 3 . 12
豊岡市	元	2020 年度オラクル用仮想化基盤サーバ購入	2,700	R 3 . 3 . 19

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	丹教学事物第4号		
件 名	教育用センターサーバ機器購入		
納 入 場 所	丹波市教育委員会		
開 札 年 月 日	令和3年7月16日	(仮)契約年月日	令和3年7月27日
予 定 價 格	41,749,000円（税抜）	最 低 制 限 價 格	無
参加資格要件	(1)登録業種 (2)法令・規程による登録 (3)営業所の所在地に関する要件 (4)納入実績に関する条件 (5)入札保証金 (6)その他	物品・役務の入札参加資格者で、「事務用品及び事務機器類コンピューター関連」で入札参加を希望していること。 無し 無し 平成28年度以降、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、公団、事業団等)にコンピュータ機器の納入実績があること。 免除 無し	

業 者 名	第 1 回 入 札 金額	再 入 札 金額	備 考
株式会社 システムリサーチ	40,300,000円		落 札
株式会社 デンテックス	42,877,000円		
株式会社 土田商事	43,600,000円		
株式会社 ティ・エス・エス			不 着

落 札 者 名	株式会社 システムリサーチ 代表取締役 山田 良作		
落札者所在地	兵庫県豊岡市日高町浅倉27番地		
契 約 金 額	44,330,000円（うち消費税相当額 4,030,000円）		
		納 入 期 限	令和4年1月31日